

神戸市商業者によるにぎわい・魅力発信活動支援事業補助金交付要綱

令和3年6月21日 局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市商業者によるにぎわい・魅力発信活動支援事業に関する補助金（以下「補助金」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 市内に事業所を有する個々の中小商業者等が構成する商業者グループが、地域商業の活性化及び地域の個性を活かしたまちの魅力とにぎわいの創出を目的として、将来にわたり継続して実施するにぎわい・魅力発信に資する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 商業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有する小売業、飲食業、サービス業を営む事業者及び個人事業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及びそれらと同様の事業を営む事業者は、この限りではない。
- (2) 商業者グループ 前号に定める商業者で構成された法人格を持たない団体をいう。
- (3) 商店街・小売市場等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会
 - ウ 中小企業基本法に規定する中小事業者が、概ね20店舗程度で組織するとともに、設立後1年以上を経過し、相当の事業実績を有する任意の商業団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、第2条の目的を達するために実施する事業で、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) にぎわいイベント等
- (2) 魅力発信（ホームページ・チラシ作成、SNS発信等）

(3) 商品開発・販売促進等

(4) その他、にぎわい・魅力発信に資する事業

2 補助対象事業は、当該年度内に事業を完了するものとする。なお、事業完了とは、事業に関する支払いを含む全ての業務が完了している状態を指す。

(補助対象団体)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助対象団体」という。）は、原則として、5者以上の事業者で構成された団体とする。ただし、次の各号に定める条件を満たさなければならない。

(1) 補助対象団体の構成員は、それぞれ別の法人または別の個人事業者であること。

(2) 補助対象団体の構成員は、商店街・小売市場等が定める区域以外の事業者が、半数以上を占めていること。

(3) 過去に当該補助金の交付を受けたことがない事業者グループ及び事業者であること。

2 第3条第1号に定めのない業種を営む者や大規模事業者及び前項各号の条件を満たさない事業者が、補助対象団体の構成員となることを妨げるものではない。ただし、第7条に規定する補助金の対象から控除するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助対象とならない経費は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費から消費税等及び国、兵庫県等の助成金を控除した額の2分の1に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、1者あたり5万円を上限に、1事業者グループあたり50万円を限度とする。

2 協賛金や当該補助対象事業による収入と補助金の額の合計が補助対象経費の総額を超過する場合は、その超過分を補助金の額から控除した額を交付するものとする。

3 前項により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、この要綱に基づき補助金の交付を申請するときは、市長が定める期日までに交付申請書（様式第1号）とともに、次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 企画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 事業者グループ構成員名簿（様式第4号）

(4) 誓約書（様式第5号）

(5) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付の申請があった場合において、当該申請内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、交付の決定をする場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件等について、交付決定通知書（様式第6号）により、速やかに申請者に対し、その旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付が不相当と認めるときは、不交付決定通知書（様式第7号）により、速やかに申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(事業の変更、中止等)

第10条 補助対象団体は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第8号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、変更等承認通知書（様式第9号）により、補助対象団体に対し、その旨を通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象団体は、事業完了日から30日以内又は当該年度の末日（土曜、日曜に当たる場合は、その前の開庁日）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第10号）とともに、次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 効果報告書（様式第11号）

(2) 収支決算書（様式第12号）

(3) 補助事業の実施に要した経費の収支を証する書類

(4) 事業の成果を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、交付確定通知書（様式第13号）により、補助対象団体に対し、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により内容が不適正であると認めたときは、補助金の不交付額を確定し、不交付確定通知書（様式第14号）により、補助対象団体に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた補助対象団体が補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象団体に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助対象団体が次の各号に定めるいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 補助対象団体又は構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例若しくはこの規則の規定に違反したとき又はこの規則の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、交付決定取消通知書（様式第 16 号）により、速やかに補助対象団体に対し、その旨を通知するものとする。

4 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（補助の条件）

第 15 条 補助金の交付目的を達成するため、補助対象団体は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 補助対象事業が予定の期間に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 補助対象団体の代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（状況報告及び調査）

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象団体に対し、補助対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 3 年 6 月 21 日から施行する。

別表 1 (補助対象経費)

補助対象経費	
経費科目	対象範囲
報償費	取材に係るカメラマン等専門家・出演者への謝礼
旅費	取材に係るカメラマン等専門家・出演者に対する旅費
消耗品費	事務用品等消耗品に要する経費（1品2万円未満又は使用耐用年数1年未満のもの）
印刷製本費	文書、図面、パンフレット等の印刷代
広報費	ホームページ、チラシ制作、SNS 発信、新聞折り込み広告料など
通信運搬費	郵券代、運送契約等の運搬に要する経費など
委託料	業務委託契約に基づく経費
使用料及び賃借料	施設の使用料、物品の使用料・リース料、賃借料
雑役務費	短期・臨時のアルバイト代（1人8,000円/日まで）、その他請負費など
その他	市長が特に必要と認める経費

別表 2 (補助対象とならない経費)

補助対象とならない経費
当該事業用であることが特定できない経費
補助対象団体の構成員に対する人件費、謝礼、記念品等
金券、賞品、景品、粗品の購入費（イベント出演者等への謝礼に相当する経費は補助対象とする。）
飲食に係る経費
賃金
備品購入費
クーポン等のプレミアム部分の経費
道路占用料等行政機関の許認可にかかる手数料及びその手続き代行費
消費税
領収書等の支払根拠書類がないもの
原材料費
委託料に含まれる上記経費